

兵庫県におけるヤングケアラー施策 の現状

兵庫県福祉部地域福祉課

兵庫県のヤングケアラー支援における基本方針

基本方針

祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー（18歳未満の子ども）・若者ケアラー（18歳以上30歳台前半までの者）に対して、令和4年2月に策定した「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、早期発見・悩みの相談支援・福祉サービスへのつなぎなどの支援体制を整備

策定の経緯

○スケジュール

日時	内容
R3.9	兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会・第1回 (県ケアラーの実態調査の中間報告)
R3.11	同委員会・第2回開催 (支援推進方策の骨子案)
R3.12	同委員会・第3回開催 (実態調査の最終報告、支援推進方策の素案)
R4.2	同委員会・第4回開催 (支援推進方策の案)

推進方策知事手交式
(R4.3.10)



○検討委員会

氏名	所属・役職
濱島 淑恵	大阪歯科大学医療保健学部教授
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授
吉村 千波	神戸市福祉局高齢者支援担当部長
羽原 正	加古川市こども部家庭支援課長
松端 由泰	兵庫県介護支援専門員協会会長
安東 裕子	兵庫県民生委員児童委員連合会副会長
荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長
藤田 行敏	あすなろ相談支援事業所相談員 兵庫県精神福祉家族会連合会副会長
黒光 さおり	尼崎市教育委員会事務局こども教育支援課スクールソーシャルワーカー
生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
西田 健次郎	兵庫県教育次長

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策(R4.2策定)概要①

現状・課題

- ケアラー・ヤングケアラーは、周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていない。
- 県が実施した福祉機関調査では、ヤングケアラーであることを認識していると回答があったのは14.3%であり、社会的な認知度が低く、適切な支援につなげるためには社会的認知度の向上が重要である。
- ケアラー・ヤングケアラーに対する具体的支援策や支援につなぐための窓口が明確でなく、福祉、介護、教育関係者の研修も十分に行われていない。

対象者

最も支援が必要な10代以下、そして学業のみならず、就職や結婚への影響が懸念される概ね20代以上30歳台前半までを対象とし、18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」、18歳以上概ね30歳台前半までの者を「若者ケアラー(以下ケアラーという。)」として主な支援の対象とする。

基本的な考え方

- ケアラー・ヤングケアラーの支援にあたって、県は、教育や高齢、障害、疾病、生活困窮などの既存事業や関連施策の活用をベースとしつつ、ケアラー・ヤングケアラーへの支援の視点をとり入れ、福祉サービス等の必要な支援につないでいく。
- 本検討委員会の提言を踏まえて実施される新たな事業等については、これらの既存事業や関連施策、さらに各市町や関係機関との幅広い連携によりケアラー・ヤングケアラーの支援体制を構築していく。

推進方策

1 早期発見・把握

(1) 学校など教育分野におけるヤングケアラーを把握するための取組

○ 教職員への研修の実施

学校においてヤングケアラーの相談窓口となり得る生徒指導担当教員や教育相談担当教員等に対して、研修を実施

○ 教職員による面談等を通じた把握

担任との個人面談や長期休業前の保護者を交えた三者面談等の機会を通じて、生活態度から児童生徒の生活環境を把握

○ スクールソーシャルワーカーによる支援の充実

スクールソーシャルワーカーによる支援の充実、組織的・機動的にヤングケアラーの支援に対応できる体制を構築

○ スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーによる支援の充実

臨床心理士等をスクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーとして各学校等へ配置を促進

○ 要保護児童対策地域協議会等との情報共有

学校等がヤングケアラーに該当する児童生徒を把握した場合は、要支援児童として要対協の実務者会議等で必要な情報を共有

(2) 医療や福祉等の専門職がケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組

○ 医療、介護、福祉等の専門職の研修の実施

ヤングケアラーの実態、関係機関との連携策などを学ぶ研修を推進

○ 医療、介護、福祉等の専門職及び教育関係者との連携強化

ヤングケアラーなど介護を行う者の状況等、必要な情報等を共有し連携強化

(3) 地域においてケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組

○ 民生委員・児童委員等に対する研修

民生委員・児童委員等に対し、研修等を通じてケアラー・ヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図り、早期発見・支援につなげる

○ 子ども食堂、学習支援事業等を通じた把握

事業の実施主体や支援者に対して、ヤングケアラーの発見や支援ニーズの把握等について周知

○ 各市町における現状把握の推進

市町が地域の実情に応じてケアラー・ヤングケアラー支援が進められるよう、必要な情報の提供や先進事例等の紹介を実施

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策(R4.2策定)概要②

2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

- ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口(仮称)の設置
相談窓口をモデル的に県に開設し、電話やメールによる相談・適切な支援機関へのつなぎ等を実施
- 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備
市町の重層的支援体制整備事業に関する連絡会議等を通じて、必要な助言や情報提供を実施するとともに、ケアラー支援を依頼
- 基幹相談支援センター等における相談の実施の提供
障害者の基幹相談支援センターの配置や担当者の配置を促すとともに、居宅介護等が利用できることの周知を実施

(2) ケアラー、ヤングケアラーへの生活支援

- 生活困窮者自立支援制度の推進
自立相談支援事業においてケアラー・ヤングケアラーの状況に応じた支援を実施し、適切な関係機関につなぐ
- 子どもの学習事業による学習のサポート
ヤングケアラーに対して学びの支援や学校・家庭以外の居場所づくり・地域の交流の場づくりを推進
- 子ども食堂における支援
ヤングケアラーに食事を提供する子ども食堂の立上げ経費を助成

(3) 地域におけるケアラー・ヤングケアラー支援体制の構築

- 民生委員・児童委員の活動支援
ケアラー・ヤングケアラーの支援ができるよう、民生・児童協力委員制度の活用や民生委員・児童委員の担い手の確保を推進
- 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進
相談援助・支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターの機能強化、職員の資質の向上等について検討・実施
- ピアサポート活動等の支援
ケアラー・ヤングケアラーの話を傾聴や相談に応じ、当事者同士の交流の場をつくるピアサポート活動等の支援を実施

(4) 権利擁護等の充実

- 児童虐待防止に向けた相談体制の強化
ヤングケアラーなど、子ども・家族への援助が実践できるよう、児童福祉司等専門職の更なる充実を推進
- 児童虐待対応ダイヤル等の設置・運営
児童虐待対応ダイヤル「189」(24時間の電話相談)の運営
- 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携
こども家庭センター職員による実務者会議での助言・指導のほか、要対協の職員を対象にした研修でヤングケアラー講義を追加

3 人材育成・普及啓発

(1) 福祉や教育関係者等の研修(再掲)

(2) ケアラー・ヤングケアラーを支援する団体との連携・支援

- 民間支援団体との連携強化・活動支援
ピアサポート等のケアラー・ヤングケアラーの交流・相談を行う団体やオンラインサロンの設置運営を支援

(3) ケアラー・ヤングケアラーに対する社会的認知度の向上

- 県や市町の広報啓発、関係団体と連携した啓発の実施
県や市町だけでなく、関係機関と連携した広報・啓発活動も推進
- 人権教材としての啓発ビデオの活用
人権啓発ビデオを各種の研修会や学習会等で教材として活用

4 県・市町の役割分担、連携

- 市町によるケアラー・ヤングケアラー窓口・担当部署の設置促進
市町の既存の相談窓口の活用や担当職員の兼務による対応など、ケアラー・ヤングケアラー担当部署等の設置を積極的に働きかけ
- 市町における支援体制の構築
市町において円滑にケアラー・ヤングケアラーの支援が実施できるよう、国庫補助事業の活用や優良事例などの情報提供を実施
- 県における推進体制の構築
県関係部局、市町、関係機関、支援団体等で構成する推進体制を新たに構築し、ケアラー・ヤングケアラーの支援を効果的に実施

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置

本年2月に策定した「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、相談援助の専門職団体である兵庫県社会福祉士会と連携して令和4年6月1日（水）から相談窓口を開設し、電話、メール、LINEによる相談を実施。

窓口の概要

1 開設日 令和4年6月1日（水）

2 目的

家族のケアを担うヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LINEによる相談を実施

3 設置場所

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

4 受付時間

平日9時30分～16時30分

5 連絡先

<電話> 078-894-3989

<E-mail> yc@hacsw.or.jp

<LINE> QRコードからアクセス



相談窓口開所式(R4.6.1)

6 対象者

ヤングケアラー・若者ケアラー本人、その家族、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、学校関係職員、市町職員等

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口

私、もしかして「ヤングケアラー」かも...?

「しんどい」って言っても大丈夫。

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口

専用電話番号 078-894-3989

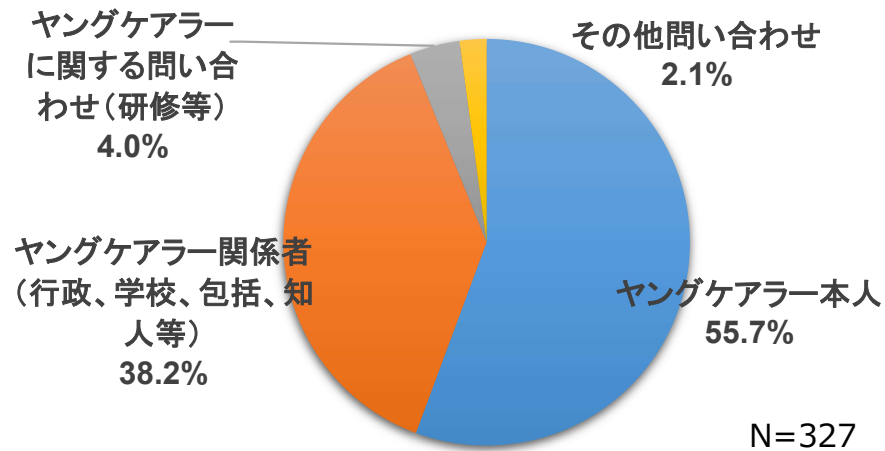
相談窓口をLINEでアクセス

（受付時間：月曜日～金曜日 09:30-16:30（祝日・年末年始を除く））

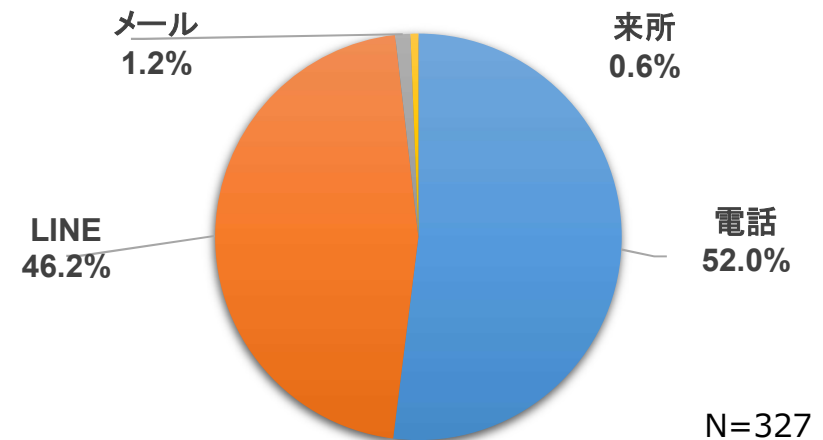
兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の状況について①

- ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口に寄せられた相談内容をもとに相談状況等を分析
- 令和4年6月の相談窓口の開設後、令和5年5月末までの1年間で延べ327件の相談が寄せられている。相談手段としては、電話とLINEがほぼ半数ずつを占めている。
- 月別の平均相談件数は、27件程度であるが、配食事業が始まった令和4年10月や、年度末・当初の時期に増加傾向がみられる。

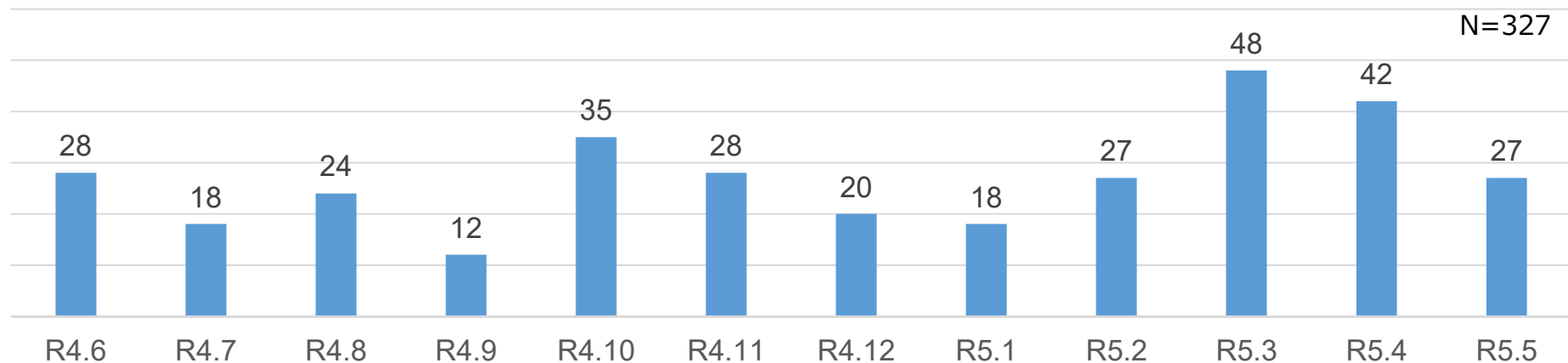
1 相談者内訳 (延数)



2 相談手段 (延数)



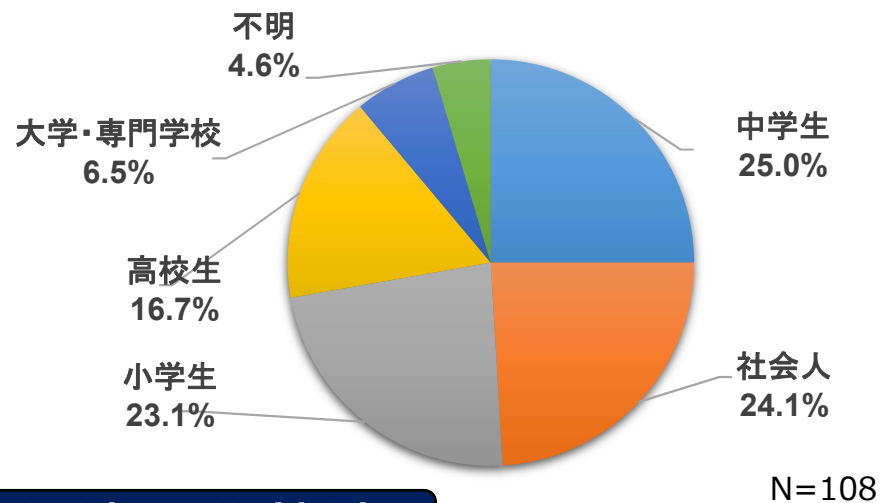
3 月別相談件数 (延数)



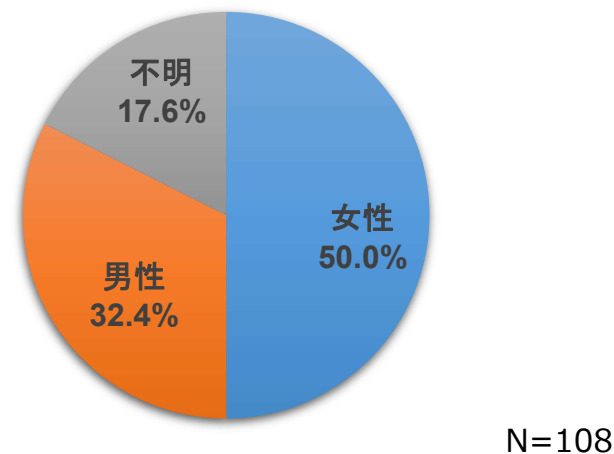
兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の状況について②

- 相談対象となるヤングケアラー・若者ケアラーの年代については、中学生が最も多く、次いで社会人、小学生の順になっている。また、性別では、女性の方が多くなっている。
- 相談者の属性は、本人、教職員等、行政機関が多くなっている。

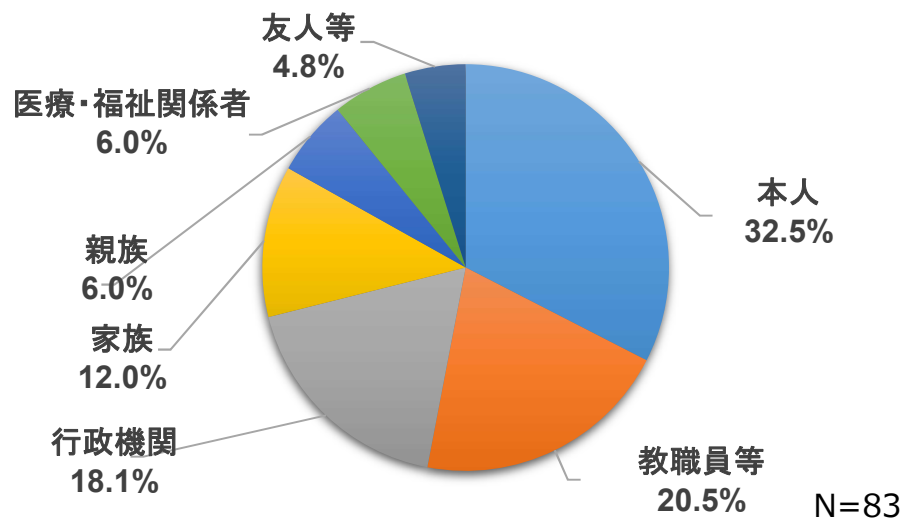
4 ヤングケアラーの年代（実数）



5 ヤングケアラーの性別（実数）



6 相談者の属性（実数）



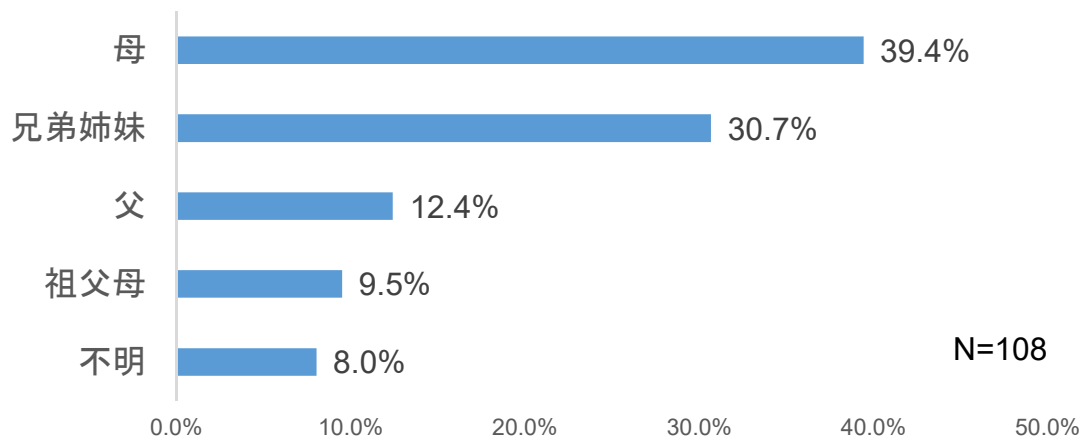
相談者	人数
本人	27
教職員等	17
行政機関	15
家族	10
親族	5
医療・福祉関係者	5
友人等	4

【本人の内訳】
 社会人 17
 高校生 5
 大学・専門 4
 中学生 1

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の状況について③

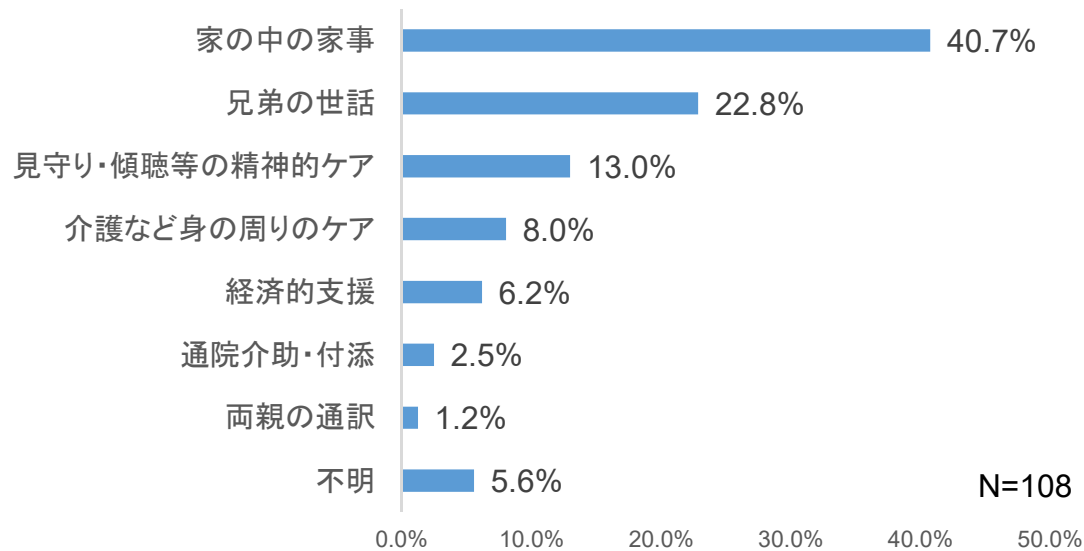
- ケアの相手については、母が最も多く、次いで兄弟姉妹、祖父母の順になっている。
- また、ケアの内容については、家の中の家事が最も多く、次いで兄弟の世話、介護などの身の回りのケアの順になっている。

7 ケアの相手（複数）



項目	人数
母	54
兄弟姉妹	42
父	17
祖父母	13
不明	11

8 ケアの内容（複数）



項目	人数
家の中の家事	66
兄弟の世話	37
見守り・傾聴等の精神的ケア	21
介護など身の周りのケア	13
経済的支援	10
通院介助・付添	4
両親の通訳	2
不明	9

9 本人への主な影響

- 日々の負担感、自己肯定感低下
- 情緒不安定（怒る、泣く）
- 保健室登校、情緒不安定（泣く、自暴自棄な態度）
- 友人との遊びの約束を断る
- 生活、食習慣の乱れ、睡眠不足
- 複合的な問題に伴う混乱、不安、悲観（家族、自身の将来）
- 遅刻気味、食事抜き、空腹
- 家族のために頑張ると話すが、イライラしてしまう
- 大学卒業後、介護のため就職できなかった
- 疲労、離職、うつ
- 世話のため学校を休みがち
- 現状に限界を感じ、一人暮らしをしたいがケア対象者の理解が得られない
- ケアラー・ケア対象者ともに自宅での生活を望み、入院に否定的

ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業

ヤングケアラー・若者ケアラー（以下「ヤングケアラー」という。）は、日常的に食事の用意や後片付け等の家事を行い、心身の不調や自由な時間が取れないといった負担を抱えています。

このためモデル事業として、配食事業者と連携して、ヤングケアラーに対して食事の提供を行うとともに、ケアの必要な家族への福祉サービスの支援につなげる。

事業内容

1 支援対象

- (1) 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口にご相談があったヤングケアラーのうち、配食支援が必要と認められた家庭
- (2) 対象地域
県内全市町対象（41市町）

2 支援の内容

- (1) 弁当の配食（対面配達）家族の人数分
- (2) ケアが必要な家族に対して市町や関係機関と連携した支援

3 利用期間・回数

- (1) 利用期間
原則として利用開始から3ヶ月間
- (2) 回数等 原則週1回
- (3) 利用料：無料



利用の流れ

1 配食支援プランの作成

相談窓口にご連絡があったヤングケアラーの家庭の配食支援プランを作成。

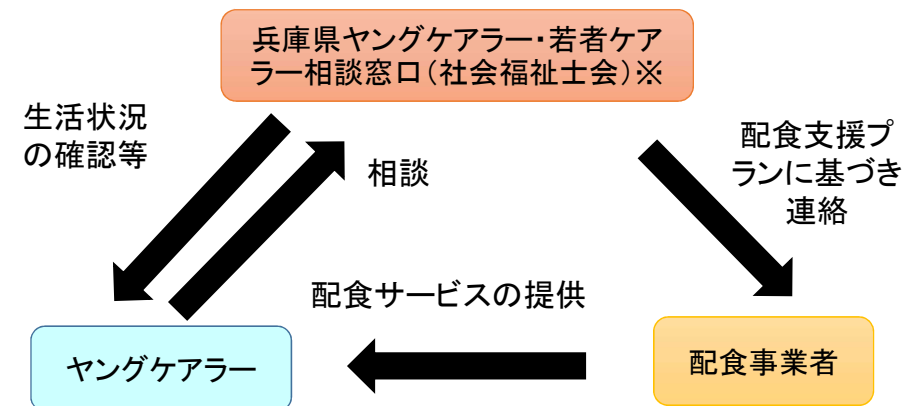
2 配食サービスの実施

配食支援プランに基づき連絡を受けた配食事業者は、配食を実施。

3 福祉サービスへのつなぎ

支援期間中、本人の生活状況を確認するほか、必要な福祉サービスへのつなぎができるよう関係機関と連携。

事業イメージ



※神戸市内は、神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口にご相談

ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業の実施状況について①

- 令和4年10月から令和5年7月末まで10ヶ月間の実績は77世帯。（兵庫県35世帯、神戸市42世帯）
- 配食事業の対象となったヤングケアラーは、小学生と中学生が最も多くなっている。

1 対象者の住所

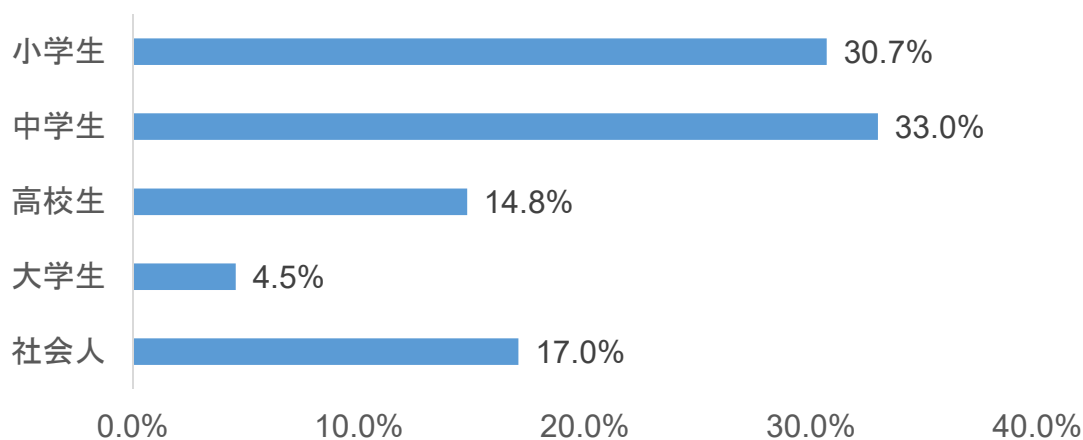
○県窓口35世帯の内訳

市 町	世帯数	市 町	世帯数
尼崎市	4	姫路市	6
西宮市	1	市川町	2
芦屋市	1	赤穂市	1
伊丹市	3	太子町	1
川西市	3	丹波市	2
明石市	4	洲本市	1
高砂市	1	南あわじ市	1
稲美町	1		
加西市	1		
加東市	2		
		合計	35

○神戸市窓口42世帯の内訳

市 町	世帯数
東灘区	3
灘区	0
中央区	9
兵庫区	5
北区	2
長田区	5
須磨区	0
北須磨支所	3
垂水区	10
西区	5
合計	42

2 ヤングケアラーの状況（複数回答）

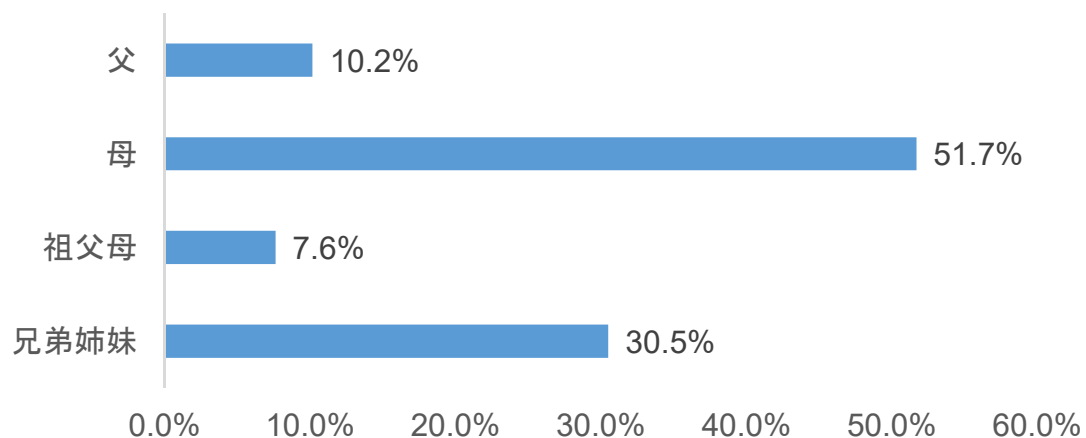


年 代	人 数
小学生	27
中学生	29
高校生	13
大学生	4
社会人	15
合計	88

ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業の実施状況について②

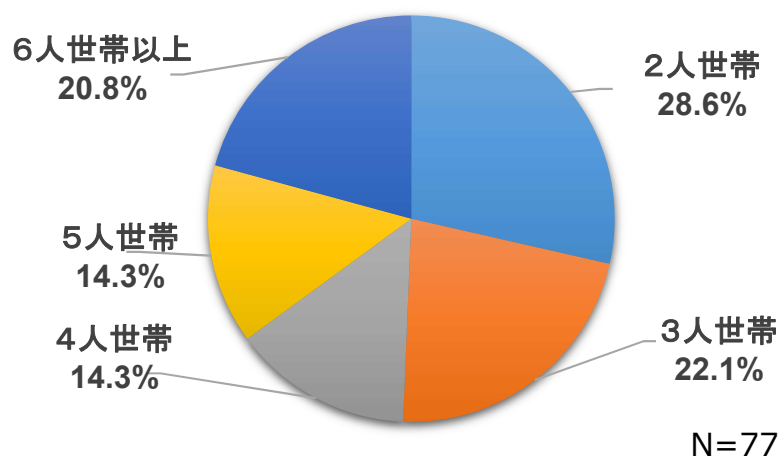
- ヤングケアラーのケアの相手については、母が最も多く、次いで兄弟姉妹、父の順になっている。
- 世帯人数では、2人世帯が最も多いが、5人世帯、6人世帯以上の多人数世帯も含まれている。
- 配食開始時期は、事業がスタート直後の11月が最も多く、年度またぎ時に減少している。

3 ケアの相手（複数回答）

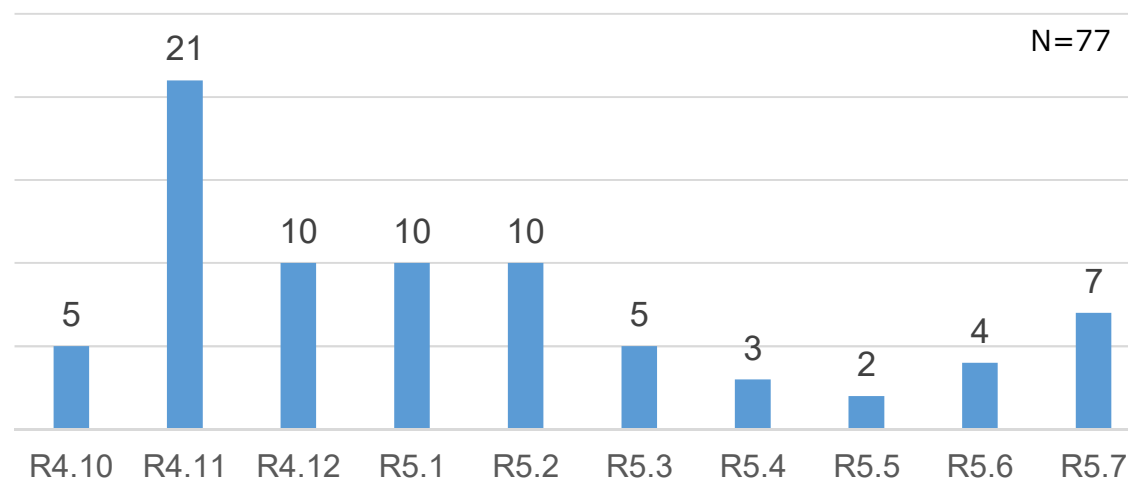


項目	人数
父	12
母	61
祖父母	9
兄弟姉妹	36

4 世帯人数



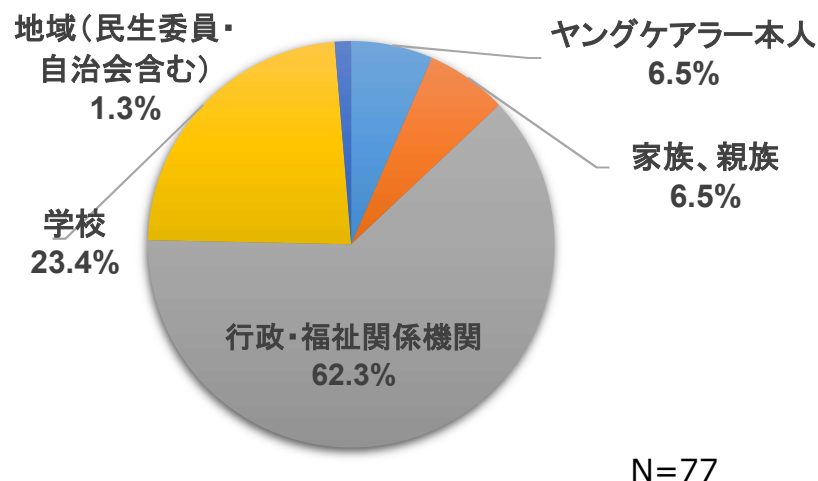
5 配食開始時期



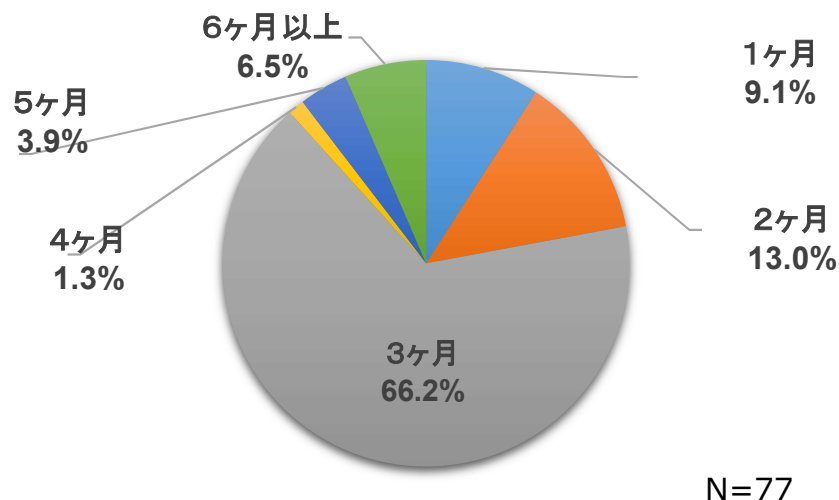
ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業の実施状況について③

- 配食事業の利用のきっかけについては、行政・福祉関係機関からの連絡、次いで学校からの連絡が多く、ヤングケアラー本人や家族からの連絡は少ない。
- 配食期間については、3ヶ月が最も多いものの、ヤングケアラーの状況によって6ヶ月に延長している場合もある。

6 配食事業利用のきっかけ（相談者）



7 配食期間（予定も含む）



8 配食期間を短縮した主な理由

- ケア対象・ケアラーともに施設入所となったため
- 「イスラム教徒」の家族であり、「ハラール食材」ではなかったため
- 市外転居のため、1か月半の利用で終了

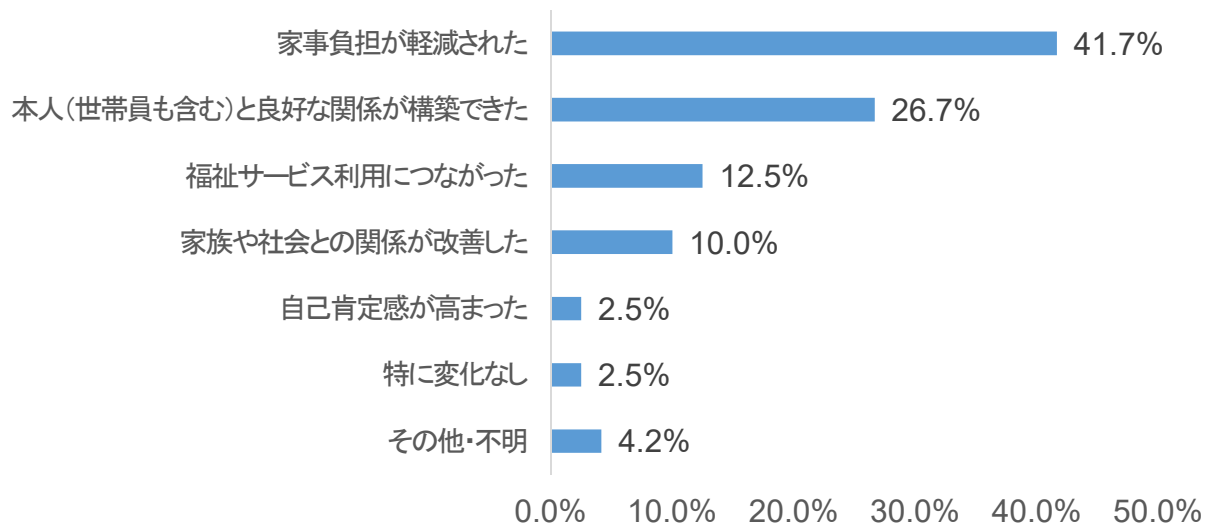
9 配食期間を延長した主な理由

- ケアラーの自立までにもう少し時間が必要なため
- ケア対象者の支援の方向性が決まるまでに時間を要するため
- ケアラーの家事負担が減っていないため
- 3か月では福祉サービスの調整が困難で、さらに調整に係る期間が必要となったため
- ケアラーの進学など、大きく環境が変わり、状況が悪化する可能性があるため。

ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業の実施状況について④

- 配食後のステップアップの状況（ヤングケアラー等の状態像の変化）については、家事負担の軽減が最も多く、次いで、本人との良好な関係の構築、福祉サービスの利用につながったとの回答が多くなっている。

10 配食支援後のステップアップの状況（ヤングケアラー等の状態像の変化）（複数回答）



項目	人数
家事負担が軽減された	50
本人（世帯員も含む）と良好な関係が構築できた	32
福祉サービス利用につながった	15
家族や社会との関係が改善した	12
自己肯定感が高まった	3
変化なし	3
その他・不明	5

11 その他状態像の変化

- ご飯づくりの一連の負担感が減って助かった。
- 保護者が子どもをヤングケアラーであると受け入れた。
- 支援者(学校関係者)がヤングケアラーとして様子を気にしてくれるようになった。
- 体調がよくなった。（検査値が正常になった）
- 不登校気味だったが登校できるようになった。
- 無職だった両親が仕事についた。
- お弁当のおかずを先生に伝えてくれる。
- 本人の負担を軽減するため、家族・兄弟に少しずつ手伝ってもらえるようになった。一人で抱えまななくなった。
- 他の支援機関などにつなぐことに対する抵抗感が軽減した。

ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業の実施状況について⑤

12 家族・関係者からの声

- 家族との関係がよくなり、新たな支援などを提案し、受け入れてもらえた。（支援者）
- ケアラーである子どもは喜んでいるが、親には特に効果は感じてもらえていない。（支援者）
- 大半(特に保護者)の方は助かっていると話されるが、そこから1歩前に進むのに躊躇している感じがする。
- 支援者の会議において、こどもは助かっているが、親のパワーレスになってしまっているのではないかという声もあった。
- 家事負担が軽減された。家族でゆっくりする時間を持てた。学校の長期休み期間の配食が助かった。
- 外国籍のケースで、教育や社会福祉のサービスにつながるきっかけになった。
- 冷凍庫が壊れていて、お弁当を腐らせていた。家庭がそのような状況であることが今まで分からなかった。
- 家族に配食を紹介する際、確実に配食してもらえないならいいが、色々と家庭の状況を聞いてから結局ダメですと言われたら、家族との関係性がこじれる可能性がある。（支援者）
- 美味しく、子どもたちが嫌いな野菜を食べることができた（母談）
- お弁当が美味しく、きょうだい喜んだ（本人談）
ご飯を炊く回数が減った（母・本人談）
- 配食日には夕食の準備をしなくてよいと思うだけで、気持ちが軽くなって落ちついて過ごせた。
- 子どもだけでも食べることができるので良かった。
- 家族が多いので、配食のある日は他の仕事や用事ができて助かった。
- 献立を考える回数が減り助かった。
- 買い物や食事を作らなくて良いと思うと気持ちが楽になった。
- こどもの負担が少しでも減って助かった。

ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修について

令和4年2月に策定した「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」を踏まえ、福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が連携した支援体制を構築するため、関係機関の職員等を対象とした研修を実施。

基礎（オンライン）研修

- 1 **研修期間** 令和5年8月10日～10月30日
- 2 **定員** 3,000名（行政、教員、関係団体等）
- 3 **実施方法** インターネットによるオンライン視聴
- 4 **研修内容**

ヤングケアラーの概要、当事者による体験談スピーチ、支援者としてのアプローチについてインターネット上の研修動画を視聴する。

【研修動画の内容】

講師：濱島淑恵(大阪公立大学准教授)

体験談スピーカー：当事者会「ふうせんの会」メンバー

① 基礎編（約20分）

濱島准教授による、ヤングケアラーの国内外のデータに基づく概要、現状と課題点等の解説

② 体験談編（約25分）

当事者による体験談スピーチ、支援者や社会に伝えたいこと、ヤングケアラーへのメッセージ、濱島准教授による解説

③ まとめ編（約15分）

濱島准教授による解説、支援者としての具体的なアプローチや未来への展望等

※②体験談編は「学校教職員向け」「地域(民生委員・人権委員等)向け」「行政関係者向け」、「障害者福祉関係者向け」「高齢者福祉関係者向け」「児童福祉関係者向け」の6コースから選択

応用研修

- 1 **研修日程**
令和5年11月・12月のうち2回開催（内容は各回同一）
- 2 **受講形式**
対面方式の多職種連携研修
- 3 **受講対象**
行政、学校、福祉などの関係機関でヤングケアラーの相談支援を行う職員でオンライン研修受講済の方
- 4 **研修委託機関** 兵庫県社会福祉協議会
- 5 **定員**
各回85名
- 6 **研修内容**
講義・グループワーク・発表



ヤングケアラー・若者ケアラー支援グループ活動推進事業

ヤングケアラー・若者ケアラーのピアサポート(当事者支援)等を行う団体が実施する交流事業のほか、ヤングケアラー・若者ケアラー同士が悩みや経験を語り合うオンライン交流会事業などについて、必要経費を補助。

○補助実績 6団体(延べ9事業に補助)

事業概要

1 補助対象となる活動

当事者会、地域団体やNPO法人、社会福祉法人等が行う、主な参加者対象者が30歳台までの次のような活動が対象。

- ・参加対象者にヤングケアラー・若者ケアラーが含まれる、当事者や支援者の交流会、茶話会・オンライン交流会

2 補助の内容・金額

① 補助金額

- 1)ピアサポート等の交流事業 1回あたり上限5万円
- 2)オンライン交流会 1回あたり上限3.5万円
- 1)、2)とも千円未満切り捨て、それぞれ1団体あたり年6回まで

② 補助対象経費

申請事業に直接必要な経費とし、主に次のものを対象。

- 人件費(事業実施に必要なアルバイト賃金等)、
- 講師等謝金、○講師等旅費、○消耗品費(文具、用紙代等)、
- 印刷費等資料作成費 など

3 補助対象団体

- (1)当事者団体(ケアラー当事者の会、障害児者家族の会、きょうだいの会、認知症患者家族の会等)
- (2)地域団体(自治会、婦人会、子ども会等)
- (3)NPO法人、社会福祉法人、子ども若者支援を行う団体等

主な補助団体の活動概要(R4実績分)

活動地域	活動内容
尼崎市	自宅以外の第二の居場所を提供し、ボードゲームや雑談を通じて落ち着いた時間を過ごす。
尼崎市	イベントや料理教室等を開催し、課題を抱える10代中心の若者と継続的に関わることで、安心して話せる関係構築を目指す
神戸市 尼崎市	小、中、高校生を対象に、軽食会や遊びの時間を通じて、日ごろのしんどさから離れる場づくりを行う。必要に報じて専門的な支援者につなげる。
芦屋市	社会人のヤングケアラーを対象に、ケアラーが共感しやすいテーマ(介護の悩み等)の交流会を行い、相談しやすい関係づくりを目指す。



ヤングケアラー支援にかかる普及啓発について

ヤングケアラーと接する機会が多い学校関係者を中心に、教育委員会と連携してヤングケアラーに関する講義等を実施。

また、ヤングケアラー本人への周知を図る取組も実施。

学校関係者への周知

1 カウンセリングマインド研修 (R5.5)

〔参加対象〕

県立高校・支援学校の生徒指導担当

〔参加人数〕

172名

〔周知内容〕

本県のヤングケアラーの支援施策について

2 スクールソーシャルワーカー連絡協議会 (R5.8)

〔参加対象〕

- ・教育事務所配置SSW及び担当指導主事
- ・市町配置SSW（政令指定都市を除く）
- ・中核市SSW（希望者）
- ・市町組合教育委員会担当指導主事等（希望者）等

〔参加人数〕

103名（予定）

〔周知内容〕

県内のヤングケアラーに関する支援事例について

本人への周知

1 相談窓口広報用カードの配布 (R5.7)

ヤングケアラー相談窓口について、高校生等の若者世代への周知を図るため、広報用カードを作成・配布

〔配布対象〕

県内の県立高校（神戸市所在除く）、私立高校 等

〔特徴〕

若者世代が気軽に相談できるよう、掲載情報をLINEの相談連絡先に絞ったデザイン






2 ラジオ番組での周知 (R5.6)

若手タレントがパーソナリティを務めるラジオ番組において本県のヤングケアラー支援施策等を紹介

〔番組名〕

ラジオ関西「GO!HYOGO!」

参考：本県ヤングケアラー施策 R3～4 取組状況①

実施時期	事業名等	内容	備考
令和3年9月～4年2月	ケアラーの支援に関する検討委員会の設置	福祉機関調査を踏まえて、令和3年9月に「ケアラー支援に関する検討委員会(座長:濱島淑恵 大阪歯科大学医療保健学部教授)」を設置し、早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ等について議論を実施	計4回開催(R3.9.7、R3.11.8、R3.12.27、R4.2.15)
令和4年3月	ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策手交式	「ケアラー支援に関する検討委員会」がとりまとめた推進方策を検討委員会の濱島座長から齊藤知事に手交	
令和4年6月～ 【R5継続】	ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置	ヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LINEによる相談を実施(R4.6.1～R5.3.31のべ327件相談)	
令和4年7月～ 【R5継続】	当事者支援グループ活動推進事業(補助金の交付)	ヤングケアラー・若者ケアラーの悩みや経験を共有、情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援	 6団体に支援
令和4年8月～9月 【R5継続】	ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修(オンライン研修)	ヤングケアラー・若者ケアラーの抱える問題に気づく体制づくりを構築するため、福祉・介護・教育等の関係職員を対象に研修を実施	各市町、学校、福祉機関等から約1,800名受講 (学校:約700名、行政:約800名、団体関係:約300名)

参考：本県ヤングケアラー施策R3～4 取組状況②

実施時期	事業名等	内容	備考
令和4年9月	ヤングケアラー・若者ケアラーへの理解を深めるシンポジウム (オンライン同時配信)	ヤングケアラーについて県民に広く周知するため、ヤングケアラーの基礎的知識や気づきの視点などについて学ぶシンポジウムを開催(濱島大阪歯科大学教授ほか5名のパネリストが参加)	 250名参加
令和4年10月 ～ 【R5継続】	ヤングケアラー配食支援モデル事業	ヤングケアラーとその家族に対して、配食サービス事業者と連携して、食事の提供を行うとともに、ケアの必要な家族への福祉サービスの支援につなげる取組をモデル事業として実施	対象:全市町 実績:77世帯(R5.7月末)
令和5年1月 ～2月 【R5継続】	ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修(応用研修)	オンライン研修受講者を対象として、対面方式でグループ討議等を交えた参加型の演習等を行う合同研修を実施	計3回開催(R3.1.19、R3.2.2、R3.2.16)
令和5年3月	ヤングケアラー支援に関する推進委員会	ヤングケアラーへの支援をさらに推進するため、支援施策の検証や、市町・関係団体との連携等について検討するための委員会を開催	